舘田学園五所川原第一高等学校同窓会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は 舘田学園五所川原第一高等学校同窓会(略称を「五一高同窓会」)と称し、事務局を 五所川原第一高等学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は会員相互の親睦を図ると共に母校との関係を深め、連絡を密にして母校の隆昌発展に寄与することを目的とする。

第3章 組織

- 第3条 本会は次の会員をもって組織する。
 - 1. 通常会員 学校法人五所川原学園 五所川原家政学院を卒業した者 学校法人五所川原学園 五所川原家政高等学校を卒業した者 学校法人舘田学園 五所川原第一高等学校を卒業した者
 - 2. 現役会員 学校法人舘田学園 五所川原第一高等学校に在学する者
 - 3. 特別会員 本校現教職員、本校旧教職員、および本会に対して特別に功労があった者
- 第4条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長4名 理事若干名 事務局長1名 支部長1名 幹事2名 監査委員2名

- 第5条 本会は運営を円滑にするため、地域ごとに支部を設けることができる。
- 第6条 本会の役員の任務は、おおむね次のとおりとする。
 - 1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。また、会議の際は議長となる。
 - 2. 副会長は会長を助け、会長に事故ある時はその職務を代行する。 うち1名は、五所川原第一高等学校の副校長又は教頭が務めるものとする。
 - 3. 事務局長は会長との連携につとめ、会務を整理する。
 - 4. 支部長は会長、副会長を助け、会員相互の連絡をはかり、会務を担当する。
 - 5. 監査委員は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第7条 本会の役員および委員はすべて任期を2年とし、再任を妨げない。但し、欠員を生じた場合は、 後任者の任期は前任者の残任期間とする。会長、副会長、支部長、監査委員は総会においてこれ を選出し、理事、幹事および事務局長は会長が委嘱する。
- 第8条 本会に若干名の顧問を置くことができる。顧問は役員会の推薦により会長が委嘱し、会長は本会の重要事項について適宜諮問することができる。

第4章 事業

- 第9条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - 1. 本校教育事業の後援
 - 2. 会員名簿の発行
 - 3. 会員の慶弔に関する事項
 - 4. 同窓会入会式
 - 5. その他必要な事業
- 第10条 本会は会員に姓名、住所、職業等の変更があった時は、情報を収集し会員の情報整備に務める。
- 第11条 本会は会員・親族等から慶弔の連絡があった時は、速やかに祝電、弔電を送ることとする。
- 第12条 本会に対して特別に功労があった者には、役員会の推薦により会長が表彰することができる。

第5章 会 議

- 第13条 会議は総会および役員会とする。総会および役員会の議長は会長がこれを務める。
- 第14条 総会は会長が毎年5月第2土曜日にこれを招集し開催する。但し、役員の3分の1以上の要求が あった時は、会長は臨時に召集し開催しなければならない。
- 第15条 総会は次の事項を審議する。
 - 1. 庶務、会計の報告
 - 2. 決算の承認
 - 3. 第4条に示す役員の選出および第6条の委員選出
 - 4. 会則の改正
 - 5. 予算案および事業計画、重要事項の審議
 - 6. その他必要と認められる事項
- 第16条 役員会は会長が必要に応じて招集し開催する。役員会は予算および事業等の企画・審議にあたる 第17条 総会および役員会の決議は出席会員の過半数をもって成立する。但し、会則の改正は、総会の出 席者数の3分の2以上の賛成を要する。
- 第18条 会長は、総会開催ができないなどの緊急時に対応するため、役員ならびに会長が委嘱した委員 で構成した緊急時対策委員会を組織することができる。
- 第19条 緊急を要するときは、緊急時対策委員会をもって総会に代えることができる。 議決事項は次の総会開催時に報告するものとする。

第6章 会 計

- 第20条 本会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。
 - 1. 会費
 - 2. 寄付金
 - 3. その他の収入
- 第21条 本会の現役会員は、入学年度から在学が終了する年度の間、年度毎に会費として 3,000円 納入するものとする。
- 第22条 本校に勤務する教職員が同窓生より結婚式へ招待を受けたときは平成28年4月1日より 8,000円を補助する。
- 第23条 本会の会計年度は、4月1日から、翌年3月31日までとする。
 - 付則 1. この会則は、昭和51年8月10日より施行する。
 - 2. 昭和61年 9月23日 改正施行
 - 3. 昭和62年 9月27日 一部改正施行
 - 4. 昭和63年 9月23日 一部改正施行
 - 5. 平成 4年10月 4日 一部改正施行
 - 6. 平成13年 4月 1日 一部改正施行
 - 7. 平成17年 9月10日 一部改正施行
 - 8. 平成18年 9月 9日 一部改正施行
 - 9. 平成19年 9月 8日 一部改正施行
 - 10. 平成23年 8月14日 一部改正施行
 - 11. 平成24年 8月14日 一部改正施行
 - 12. 平成28年 5月14日 一部改正施行
 - 13. 令和元年 5月11日 一部改正施行
 - 14. 令和3年 5月 8日 一部改正施行